

令和4年11月21日 開会
令和4年11月21日 閉会
第 19 回
(通算第 208 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 16 号

吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。

令和4年11月14日

吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学

- | | | |
|---|----|---------------------|
| 1 | 日時 | 令和4年11月21日 |
| 2 | 場所 | 吉賀町六日市基幹集落センター 大集会室 |

第 19 回吉賀町農業委員会会議録

招集年月日 令和4年11月21日

招集の場所 吉賀町六日市基幹集落センター 大集会室

応招委員	農業委員	会長 齋藤学 代理 三井利民 2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄 10番 田村薫平 11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員	潮民雄 茅原忠夫 河野雅俊 近藤彰彦 齋藤一政 田中一成 橋本俊郎 房崎主税 三浦浩明 右田巧 本廣順保
不応招委員		なし
出席委員	農業委員	会長 齋藤学 代理 三井利民 2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 7番 山吹寛 9番 見川恒栄 10番 田村薫平
	農地利用 最適化 推進委員	潮民雄 茅原忠夫 河野雅俊 近藤彰彦 齋藤一政 田中一成 房崎主税 三浦浩明 右田巧 本廣順保
欠席委員	農業委員	8番 田淵文雄 11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員	橋本俊郎
欠員		なし
本回の議長		会長 齋藤学
本回到職務のために出席したものの職氏名		事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央
開会		議長は 9時00分 開会を宣告
閉会		議長は 9時27分 閉会を宣告
本回提出議案及び日程		別紙のとおり
議事録署名委員の指名		正木潤一 河野達
会期の決定		令和4年11月21日
開議		令和4年11月21日
備考		

第 19 回農業委員会
(通算第 208 回)

令和4年11月21日

吉賀町六日市基幹集落センター 大集会室

開会

会長挨拶

議案

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 議案第1号 | 非農地証明書の交付申請について |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について |

事務局	<p>本日の欠席の方は橋本委員さんなんですが、あと、田淵委員さんと河口委員さんは、今の所、欠席ということは聞いておりませんが、会議としては、農業委員さん12名の内10名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。</p> <p>それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>議事録署名委員として正木委員、河野 達委員を指名します。</p> <p>議案第1号 非農地証明書の交付申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号について説明します。</p> <p>農地の所在は抜月〇番、地目田、面積〇㎡、以下3筆、合計面積は3,148㎡です。所有者は〇さん、抜月の方です。非農地の事由は昭和年月日不詳のころから耕作しておらず山林化しており、今後も農地として利用することは考えられず、また農地への復旧は困難である、というものです。</p> <p>以上です。ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>事務局からの説明は、以上でございます。非農地証明の件につきましては、現地の確認が必要になってきております。現場を確認していただきまして、次回の農業委員会で発表していただくという形になろうと思いますが、まず、現地の確認の委員の指名をしたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>はい、それでは前回の例によりまして3名の方で、抜月の方の確認をしていただきたいと思います。</p> <p>抜月でございますので、抜月の方の担当の見川委員さん、1名、それから同じく真田の地区の担当でございますが茅原委員さん、1名、それから私も七日市の方におりますので、私が確認して、この3名で現地の非農地の確認していきたいと思います。</p> <p>最初に申しました様に、この筆につきましては、農業委員会に報告しなければならないように考えております。また、ご意見をいただきたいと思います。</p> <p>ご意見のある方、よろしくをお願いします。</p> <p>それと、もう1つ付け加えておきます。この非農地証明の〇さんにつきましては、農業委員会の方からではなく、本人から申請がございまして、この現地は、税金の関係で、これは農地だろうか、それから本日こういった形で出てきておるという状</p>

議 長	況をつけ加えておきます。
事務局	<p>議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局、説明をお願いします。</p> <p>議案第 2 号について説明します。</p> <p>農地の所在は白谷〇、地目は畑、面積〇㎡、以下 10 筆、合計面積は 7,293 ㎡です。 譲渡人は〇さん、広島県府中町の方、譲受人は〇さん、白谷の方です。</p> <p>今回の申請地は白谷〇〇と、下須の〇〇のところにある農地です。</p> <p>譲受人は、農地を取得して申請の農地でお茶を栽培されたいとのことです。機械は茶刈機、せん茶機等を所有されています。</p> <p>下限面積は白谷地区は 30a ですが、取得後は 70a 以上あるので問題ありません。 有償譲渡で、10 a 当たり 10 万円とのことです。</p> <p>周辺農地への影響は、面積、周辺環境から近隣の営農に影響はないと思うが、万が一苦情が出た場合は責任をもって対処するとのことです</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>はい、事務局の説明は以上でございます。</p> <p>それでは 3 条につきまして、現地の方確認していただいていると思いますので、 それでは田村委員さん、よろしくをお願いします。</p>
田村委員	<p>はい、おはようございます。田村です。先日〇さんのお宅に伺いまして、直接ヒアリングしてまいりました。この〇さんですが、譲渡人の〇さんの家を 2 年前に購入しておりまして、その後リフォームをして、2 年前から住んでおります。他県の出身の方で、大分県と神奈川県の方なんですけど、お茶を栽培されておりまして、3 拠点にはなるんですけど、新しく白谷の方も広げたい、という事で、〇さん所有のお茶畑を購入したい、という事でありました。お畑は自宅から 5 分の所に集中しております。草刈り等も行っておりますが、一部開墾しないといけない所もありますので、それは、来年準備していきたいという事でございました。主に 1 名で作業をされておりまして、臨時雇用として年間のべ人数 50 名程度の人数を用意するという事でありました。10 a あたり 10 万円での購入という事でありました。書類、聞き取りの内容からして問題ないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。現地の方田村委員より報告がありました。これより審議に移りたいと思います。ご意見のある方、挙手でよろしくをお願いします。</p>

河野委員 (かわの) 委員	<p>はい、どうぞ、河野（かわの）委員</p> <p>ちょっと確認なんですけど、現況が畑になっている、と今、田村さんの説明なんですけど、現在茶畑の所を、そのまま茶畑として使います、という事でいいですか？</p>
田村委員	<p>そうです</p>
議 長	<p>今、質問がありました。一部開墾が必要だという所もあったみたいです。他にご意見ございませんでしょうか。</p> <p>無いようでしたら決裁の方に移らせていただいでよろしいでしょうか</p> <p>はい、それでは議案第2号の1番でございます。この案件につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。</p> <p>はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、この議案第2号につきまして、認可されました。</p>
事務局	<p>議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請が出ておりますので、事務局説明をお願いします。</p> <p>議案第3号なんですけど、資料の訂正をお願いしたいと思います。机の上にお配りしましたA4、1枚の資料があると思いますが、申し訳ございません、そちらに差し替えをお願いしたいと思います。</p> <p>それでは説明をさせていただきます。</p> <p>農地の所在は下高尻〇、地目は畑、面積〇㎡、他1筆、合計面積301㎡です。申請人は〇さん、下高尻の方です。農地の場所は、〇の位置になります。農地区分は2種農地と考えられ原則転用不可ですが、代替地が無い場合には転用が可能です。</p> <p>この農地は令和4年6月の農業委員会総会において、農業振興地域内農用地からの除外について意見を求められ、異議なしとしたところです。</p> <p>その後、令和4年10月に農用地区域からの除外手続きは完了したため、転用の許可申請が提出されました。</p> <p>転用目的は駐車場、資材置場、倉庫です。駐車場と資材置場は許可がおりたら整備しますが、倉庫については追認となります。追認というのは、許可を受けずに転用をされたものについて、悪質ではないこと、許可申請をされれば許可が見込まれること、始末書等の内容から見て、今後は違反行為を行わないと認められること、といった点を考慮して、後日、転用許可を認めるものです。</p> <p>倉庫は昭和47年に町道の工事が行われた時にはすでに倉庫として使用されていたそうです。そして、隣接する町道部分の分筆は令和4年7月に行われましたが、</p>

この度、転用の申請をするときに、土地の調査をしたところ、町道との分筆後の農地に倉庫が含まれていることがわかったそうです。

始末書もいただいております、農地転用許可申請が後追いとなった旨を謝罪されておられます。

隣接する農地との境は石積となっており、土砂などは流れ出ないと思われまます。排水は雨水しか出ないので、自然に浸透します。また土地改良区からは意見なしとのことでした。

また、今回の申請は、同じ時期に農用地区域から除外手続きをした〇さんの2件の申請のうちの1件となります。

以上、ご審議をお願いします。

議 長

それでは、第4条につきましては、現地の方を確認いたしております。

確認者は私と本廣委員の二人で確認いたしておりますので、私の方から報告したいと思っております。

この現地につきましては11月18日午後13時から確認いたしました。〇さん本人さんと会おうとしたんですけど、お留守みたいでして、なかなか会えませんでした。その中で図面を元に、非常に分かりやすいものでしたので、本廣委員さんと確認いたしました。その時に気づいたのが、この倉庫の事でございます。この書類では、「倉庫建設」という風になってましたが、もうすでに建っているじゃないか、という事で、その件が発覚しまして、さっそく事務局の方に連絡して次の対応に変えたという事でございます。で、行政書士さんのご意見お電話いただきまして、大変申し訳なかったという事がありました。そういった所も確認しました。先ほども事務局が言いましたように、水田をやっとる所ではございませんで、実は、昨年ですが、隣の橋、短い橋があるんですが、橋の改良工事がありました。

その橋というのは、道路に直角に橋というのは付けるのが原則らしいのですが、色々な事情がありまして、角度がつけられた。そうした場合に、今度は、お子さんが帰った時やなんかというところで、駐車場が使いなくなってしまった。という所ですね、車の置場がなくなっちゃったという事で、そういった事情があつて、ここを転用して、あそこを駐車場とか資材置き場で転用したいという事でございます。その所を綺麗にして使いたいというご意見でございました。

まあ、排水とか用水とかは、まったくご迷惑をかけることは、一切ないという事でございます。ただ、先ほどもうしました様に、申請というかどうか、というのもありましたので、その辺は、修正して追認という形で資料は差し替え、という事でございます。

それでは、皆さんの意見を拝聴したいと思います。よろしく申し上げます。

	<p>無いようでしたら、決裁の方に移らせていただいでよろしいでしょうか？</p> <p>はい、それでは決裁に移ります。</p> <p>農地法第4条1項につきまして、議案第3号1でございますが賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>はい、ありがとうございます、全員賛成でございますので、認可されました。</p> <p>議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号について説明します。</p> <p>この農地利用集積計画というのは農地に利用権を設定するものになります。</p> <p>基盤法の審査基準により、耕作すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農業に対し意欲と能力があること、などご審議いただければと思います。</p> <p>今回は、新規案件です。</p> <p>《読み上げ》</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>はい、利用権設定につきましてです。これにつきましては、担当のご意見を聞く必要はないですので、これから皆さんのご意見を拝聴したいと思います。ご意見のある方挙手をお願いします。</p>
潮委員	<p>すいません。</p>
議長	<p>はい</p>
潮委員	<p>あの、○さんの賃貸の期間が1年になっておりますが、都合が悪くなって返さないといけなくなった時のために1年にしたいという事で、ずっと本人は作る意思がありそうなので、よろしくをお願いします</p>
議長	<p>分かりました。色々あった時に大変だ、という事ですね。だから1年にしますよ、という事ですね。</p> <p>他にございませんでしょうか</p> <p>無いようでしたら、皆さんの、農業委員さんの決裁を取らせていただきます。</p> <p>議案第4号に1につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。</p>

はい、全員賛成でございます。よって議案第4号認可されました。

以上、本日提出しました議案につきまして、終了したいと思います。

午前9時27分閉会